

八尾市建設工事に係る業務成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「八尾市建設工事に係る業務成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第6条に規定する業務成績評定の通知に関する事項を定める。

(評定点等の通知)

第2条 市長は、業務成績報告書の提出があったときは、当該業務の受注者に評定点を「八尾市建設工事に係る業務検査要綱」（以下「検査要綱」という。）第12条第3号「業務完了検査結果通知書並びに業務成績評定通知書」により速やかに通知するものとする。

(評定点等の再通知)

第3条 市長は、評定要領第7条第1項の規定による「業務成績修正報告書」の提出があったときは、当該業務の受注者に修正後の評定点を「業務成績評定通知書（再通知）」（様式-1）により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前2条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に書面により市長に評定点について説明を求めることができる。

(説明請求の提出先)

第5条 前条の書面の提出先は、業務主管課長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 市長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、「業務成績評定に係る説明書」（様式-2）により速やかに回答するものとする。

2 市長は、前項の回答をする場合、八尾市工事発注対策委員会に意見を求めることができる。

3 市長は、説明の申立者に回答を行なったときは、申立者の提出した書面及び回答した書面を「業務成績評定結果に関する説明請求と回答表」（様式-3）に記載し、速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7条 前条の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に書面により、市長に対して、再説明を求めることができる。

(再説明請求の提出先)

第8条 前条の書面の提出先は、契約検査課長とする。

(再説明請求に対する回答)

第9条 市長は、第6条第1項の説明又は第7条の再説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、「業務成績評定に係る再説明書」（様式-4）により回答するものとする。

2 市長は、前項の回答をする場合は、八尾市工事発注対策委員会の審議を経て回答するものとする。

3 市長は、再説明の申立者に回答を行なったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答した書面を「業務成績評定結果に関する再説明請求と回答表」（様式-5）に記載し、速やかに公表するものとする。

附 則

1. この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

2. この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

3. この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

4. この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

5. この要領は、令和6年10月7日から施行する。

様

八尾市長

業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで説明の請求があった評定内容について、別紙のとおり回答します。

本説明書に不服があるときは、当職に対してその旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内（閉庁日を除く。）に書面により、再説明を求めることができます。

記

- 1 業務名
- 2 説明請求に対する回答 別紙のとおり

業務成績評定結果に関する説明請求と回答表

No. 当 初 評 定 結 果 公 表 時 の 番 号	業務名称			検査実施年月日 年 月 日
	受注者名			成績評定点
	説明請求書の内容		回答書内容	

様式－4

第 号
年 月 日

様

八尾市長

業務成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで再説明の請求があった評定内容について、別紙のとおり回答します。

記

- 1 業務名
- 2 説明請求に対する回答 別紙のとおり

業務成績評定結果に関する再説明請求と回答表

No. 当初評定結果公表時の番号	工事名称			検査実施年月日 年 月 日
	受注者名			成績評定点
	説明請求書の内容		回答書内容	

別表 1

項 目 別 評 定 点
(土木工事関連)

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制	/ 15 点
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力	/ 10 点
	II. 理解力	/ 10 点
	III. 技術力及び企画・提案力	/ 10 点
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ	/ 40 点
4. 取り組み姿勢	I. 責任感・積極性等	/ 15 点
5. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		/ 100 点

別表 1

項 目 別 評 定 点
(建築工事関連)

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制 II. 配置技術者	／ 22 点
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力 II. 理解力 III. 技術力及び企画・ 提案力	／ 23 点
3. 品質管理能力及び 出来ばえ	I. 成果品の品質・ 出来ばえ	／ 31 点
4. 取り組み姿勢	I. 取組み姿勢	／ 24 点
5. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		／100 点